

三芳町障がい者計画

概要版

第4期三芳町障がい福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

近年、国においては、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の成立、障害者自立支援法に替わる障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の批准など、障がい者福祉を取り巻く環境には大きな改革がなされています。

このたび、町の障がい者福祉計画、第3期障がい福祉計画が計画期間満了を迎えるにあたり、国・県の動向や各種制度の改正、障がいのある方のニーズの変化等に的確に対応し、障がい者福祉施策の一層の推進を図るため、障がい者福祉計画と障がい福祉計画を一体的に見直し、「三芳町障がい者福祉計画・第4期三芳町障がい福祉計画」を策定します。

- この計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」を一体的に定めたものであり、町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。
- この計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

平成27年3月

三 芳 町

計画の理念

三芳町に暮らす障がいのある人もない人もすべての人が、
お互いを認め、理解しあい、支えあいながら、
ともに生活する社会（共生社会）の実現を目指します。

障害者基本法では共生社会の実現に向けた基本原則として、すべての障がいのある人に、「あらゆる分野の活動に参加する機会」「どこで誰と生活するかについての選択の機会」「意思疎通のための手段についての選択の機会」「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会」の確保と拡大が位置づけられています。またそのために、障がいを理由とした差別や権利・利益侵害を禁止するとともに、参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求めています。

三芳町に暮らす障がいのある人が、自己決定と自己選択により主体的に暮らしていくためには、必要となるさまざまな支援の充実とともに、地域の中での支え合いや、差別や権利の侵害を許さない地域づくりをさらに進めていく必要があります。

この計画は上記の基本理念のもとに、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、社会参加の支援や安全安心の取り組み等、幅広い施策に取り組みます。

■ 「障害者差別解消法」の成立 ■

平成25年6月成立。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日から施行。

■ 「障害者権利条約」の批准 ■

平成18年12月、第61回国連総会において、障がいのある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障がいのある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障がいのある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は、20か国が批准した平成20年5月に発効しています。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正のち、平成26年1月に批准されました。

計画の目標

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標

1

情報・相談・権利擁護の充実

障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、障がい者差別解消に向けた取組を強化します。

2

生活支援サービスの充実

福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などの生活基盤の整備に努めます。

3

保健・医療体制の充実

母子保健や精神保健福祉、緊急時の医療体制やリハビリテーション支援などに取り組みます。

4

障がい児支援の充実

幼稚園・保育園・学校・学校教育卒業後、それぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を充実します。

5

社会参加への支援

社会参加活動や雇用・就労支援など、主体的な活動を支える取組を進めます。

6

安心・安全な生活環境の整備

建物・道路・情報のバリアフリーに取り組みます。また、災害時の避難支援の取組を進めます。

7

地域福祉の推進

「あいサポート運動」を中心に、心のバリアフリーや当事者の参画促進など、人と人とのつながりづくりに取り組みます。

施策の体系

基本目標	施策	事業名	
1 情報・相談・権利擁護の充実	1 情報・コミュニケーション支援の充実	1 広報紙・ガイドブックの活用	
		2 ホームページの活用	
		3 コミュニケーション支援事業	
		4 通訳者・奉仕員の養成	
		5 手話言語条例の制定	
	2 相談体制の充実	1 障がい者相談支援事業	
		2 基幹相談支援センターの設置検討	
		3 自立支援協議会相談支援部会の活用	
		4 障がい者相談窓口の充実	
	3 権利擁護の充実	1 成年後見制度利用支援事業	
		2 人権擁護の推進	
		3 障がい者差別解消に向けた取組の強化	
		4 虐待防止の取組の推進	
		5 福祉サービス利用援助事業の啓発・支援	
	2 生活支援サービスの充実	1 日常生活の支援	1 訪問系サービスの充実
2 日中活動系サービスの充実			
3 福祉用具等の利用支援			
2 移動支援		1 移動支援事業	
		2 多様な移動手段の支援	
3 居住の場の確保		1 居住支援	
		2 施設入所支援	
		3 多様な住まいの確保	
		4 住宅改造への支援	
4 経済的支援		1 各種手当の支給	
3 保健・医療体制の充実		1 健康管理・リハビリテーション等の支援	1 健康管理の推進
			2 母子保健の充実
	3 介護保険利用者への支援		
	2 医療体制の充実	1 医療ケアの充実	
		2 医療費等の助成	
		3 緊急医療体制の確保	
		4 難病患者への支援体制の整備	
	3 精神保健福祉の充実	1 精神障がい者相談体制の整備	
		2 こころの健康づくり事業の推進	
		3 地域交流事業の促進	
		4 精神障がい者の医療の充実	
		5 うつ病・自殺対策の充実	

基本目標	施策	事業名
4 障がい児支援 の充実	1 子どもの成長支援	1 早期発見・早期対応の体制づくり
		2 療育支援の充実
		3 継続した支援体制の確立
		4 障がい児の親への支援体制の確立
	2 保育・教育支援の充実	1 障がい児保育の充実
		2 統合保育の推進
		3 保育・教育相談の充実
	3 学校教育の充実	1 特別支援教育の推進
		2 教職員研修の充実
		3 学校施設の整備
	4 放課後支援の充実	1 学童保育室の充実
		2 地域生活支援事業の活用
5 社会参加への 支援	1 就労の支援	1 就労相談の充実
		2 障がい者雇用の促進
		3 就労移行支援、就労継続支援
		4 職業訓練の推進
		5 就労に向けた生活習慣の確立への支援
		6 就労支援のネットワークづくり
	2 福祉的就労の充実	1 福祉的就労の場の拡充
		2 障がい者施設生産物の販売支援
	3 生涯学習の推進	1 情報提供の工夫
		2 ボランティアの確保
		3 図書館事業の充実
		4 公民館事業の充実
	4 スポーツ・文化活動 の推進	1 自主サークルなどの活動支援
		2 スポーツ・レクリエーション施設の充実
		3 スポーツ・レクリエーション事業への参加促進
		4 町民体育祭への参加促進
6 安心・安全な生 活環境の整備	1 福祉のまちづくり	1 人にやさしいまちづくりの推進
		2 公共施設のバリアフリー化
		3 情報バリアフリーの推進
	2 防犯・防災対策の推進	1 緊急通報体制の充実
		2 災害時要援護者対策の充実
3 避難所での障がい者支援		
4 防犯情報の配信		
5 消費者保護の取り組み		
7 地域福祉の推 進	1 あいサポート運動 の推進	1 啓発活動の推進
		2 職員研修の充実
		3 ボランティア活動の支援
	2 交流の場の充実	1 交流保育の推進
		2 みよしまつりの開催
		3 福祉まつり事業への協力・支援
		4 町民文化祭の開催
		5 地域での交流活動の充実
	3 当事者団体の育成 支援	1 当事者団体等の活動支援
		2 団体間のネットワークづくり
	4 当事者参加の推進	1 まちづくりへの参画
		2 福祉施策検討への参画

障がい福祉サービスの見込み量と確保策

「障害者総合支援法」に基づき、指定障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の各事業について、以下のように見込量を定めます。

(1) 訪問系サービス

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	676	時間	931	時間	1,199	時間
	35	人	43	人	50	人

※数値は一月あたりの見込み。「人」は実利用者数、「時間」は延べ利用時間数。

地域移行の促進や新たに制度の対象となった難病患者の利用増加に伴い、サービス利用が増加した場合にも十分に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

また、サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。

(2) 日中活動系サービス

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
生活介護	1,163	人日分	1,191	人日分	1,218	人日分
	57	人	58	人	59	人
自立訓練(機能訓練)	7	人日分	7	人日分	7	人日分
	1	人	1	人	1	人
自立訓練(生活訓練)	31	人日分	47	人日分	47	人日分
	2	人	3	人	3	人
就労移行支援	296	人日分	365	人日分	435	人日分
	17	人	21	人	25	人
就労継続支援(A型)	57	人日分	63	人日分	69	人日分
	3	人	3	人	3	人
就労継続支援(B型)	999	人日分	1,183	人日分	1,383	人日分
	51	人	56	人	61	人
療養介護	2	人	2	人	2	人
短期入所(福祉型)	144	人日分	155	人日分	176	人日分
	13	人	14	人	16	人
短期入所(医療型)	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人

※数値は一月あたりの見込み。「人」は実利用者数、「人日分」は延べ利用日数。

【生活介護】

事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

【自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】

障がいのある人が、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。

【就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）】

町内の施設も近年では定員枠に空きがなくなりつつあり、新規の受け入れが困難な状況も生じています。障がいのある人の就労先を確保するためには、公的機関・民間企業・福祉施設がそれぞれの役割に基づき協働していく必要があります。関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策を検討していきます。

【療養介護】

療養介護については、相談支援事業にて対応し必要に応じて指定事業所との利用調整を図ります。

【短期入所（ショートステイ）】

既存施設などと協議して、ショートステイの充実に働きかけます。

（３）居住系サービス

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
共同生活援助	14	人	15	人	16	人
施設入所支援	36	人	36	人	36	人

ここ数年では大きな変化は生じないと考えられますが、介助者の高齢化等にとともに、将来的には利用意向が上昇する可能性もあります。必要となった時に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、近隣市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

（４）相談支援

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
計画相談支援	70	人	95	人	120	人
地域移行支援	1	人	1	人	1	人
地域定着支援	1	人	1	人	1	人

計画相談支援を実施できる「特定相談事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し14事業所を指定（当町区域4事業所含む）しています。事業が円滑に進むよう連携を深めます。「地域移行支援」「地域定着支援」についても、県の指定する「指定一般相談支援事業者」と連携を深めます。

支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう、自立支援協議会相談支援部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化していきます。

（５）障がい児通所支援

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	児童発達支援	149	人日分	174	人日分	192
	24	人	28	人	31	人
放課後等デイサービス	394	人日分	448	人日分	497	人日分
	48	人	52	人	55	人
保育所等訪問支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人
医療型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人

「みどり学園」において児童発達支援を行っています。障がい特性を理解した専門性のある人材の確保が課題であり、職員の研修支援とともに、民間委託も視野に入れながら職員の確保に努めます。

放課後等デイサービスについては、利用者が増加しており、町内にあるサービス提供事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市町のサービス提供事業所とも連携を図っていきます。

（６）障がい児相談支援

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい児相談支援	14 人	16 人	17 人

障がい児相談支援を実施できる「障がい児相談支援事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し14事業所（当町区域4事業所含む）を指定し、事業が円滑に進むよう連携を深めます。支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう自立支援協議会の相談支援部会、障がい児検討部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化していきます。

地域生活支援事業の見込み量と確保策

地域生活支援事業

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
①相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	無	無	有
相談支援機能強化事業	有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
②成年後見制度利用支援事業	人数	1	1	1
③意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	186	205	225
手話通訳者設置事業	人数	1	1	1
④日常生活用具給付等事業(年間件数)				
介護・訓練支援用具	給付件数	3	3	3
自立生活支援用具	給付件数	7	7	7
在宅療養等支援用具	給付件数	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	給付件数	10	10	11
排泄管理支援用具	給付件数	473	484	494
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	2	2	2
⑤移動支援事業	人数	18	21	23
	時間数	809	944	1,033
⑥地域活動支援センター	箇所	1	1	1
【その他事業】				
⑦日中一時支援事業	人数	10	12	14

※数値は年間の見込み。「人数」は実利用人数、「時間数」は延べ利用時間数。

① 相談支援事業

平成25年度から、富士見市、三芳町の広域で「障がい者生活支援事業」を入間東部福祉会「入間東部障がい者相談支援センター」に委託しています。また、平成24年度から、精神障がいに関する保健福祉関連の窓口を本庁業務に移管し、3障がい全てを本庁対応で実施しています。一人ひとりが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるように、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

広域的な視点も含め、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置を検討します。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について周知するとともに、利用するための相談・支援に応じていきます。

③ 意思疎通支援事業

要約筆記者派遣を、埼玉聴覚障害者情報センターに委託し実施します。また、手話通訳者派遣については、富士見市社会福祉協議会に委託し実施します。

現在町で活動できる通訳者等を養成するため手話通訳者養成講習会、手話奉仕員養成講習会を実施し体制整備を行っています。要約筆記奉仕員養成講習会についても体制を整え実施します。

④ 日常生活用具給付等事業

従来から行ってきた事業であり、引き続き、障がいのある人が日常生活を円滑に送ることができるよう、障がいの特性に応じた日常生活用具を給付します。

⑤ 移動支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業者が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

⑥ 地域活動支援センター

基礎的事業及び機能強化事業については、平成18年度から2市1町の広域で「かしの木ケアセンター」が行う同事業に対し補助しています。

⑦ 日中一時支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業者が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

■ 「第3次障害者基本計画」の策定 ■

平成25年9月策定。平成25年度から平成29年度までの5年間を期間とし、国の障がい者施策の基本的方向について定められています。この計画では、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等を踏まえ、地域における共生、差別の禁止、自己決定の尊重などの基本原則を強化するとともに、施策分野として「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つの分野が新設されています。

計画の推進のために

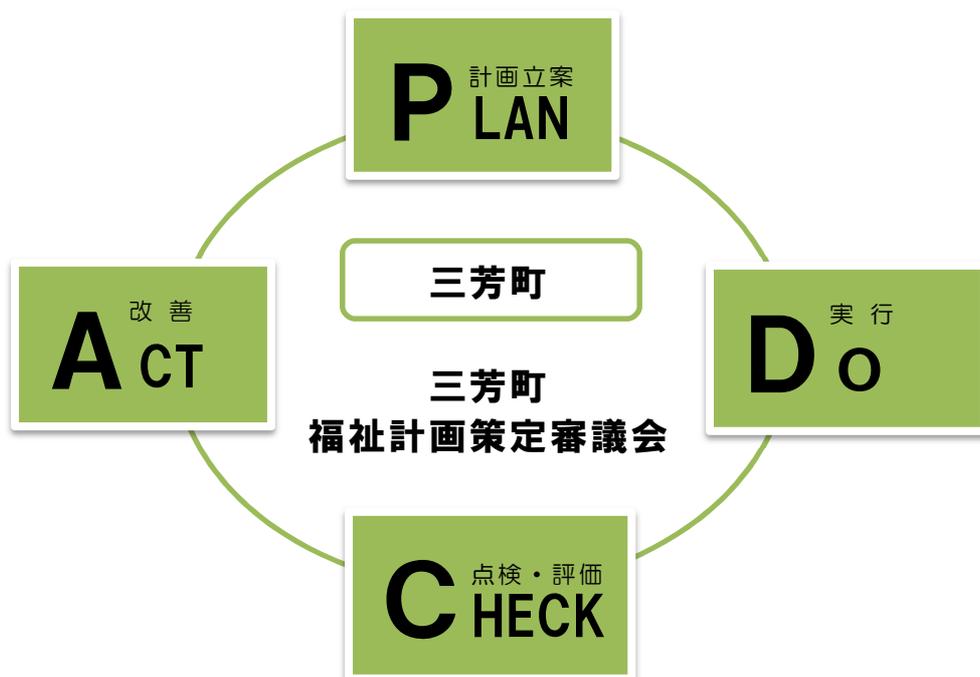
各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、三芳町地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や町内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、「あいサポート運動」を推進し、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

今後見込まれる、障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人が必要なサービスを安定的に利用してもらえるよう、人材や財源の確保策を含め、制度の維持と向上に努めます。

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。町においては、庁内における進捗把握とともに、三芳町福祉計画策定審議会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。



「あいサポート運動」について

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ～

誰もが、様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒に作っていく運動です。

「あいサポート運動」は、地域の誰もが障がいのあるかたと共に生きるサポーターになっていただく取り組みとして、平成 21 年 11 月 28 日に鳥取県からスタートしました。

三芳町では平成 26 年 10 月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を鳥取県と締結し、取り組みを進めています。

「あいサポート運動」は、まず、様々な種別の障がいを知ることからはじめます。障がいを知ることにより、障がいのあるかたが日常生活で困っていることを理解します。そしてそれぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動です。（特別な技術の取得は不要です。）

あいサポート運動を実践していく方々を「あいサポーター」と呼びます。日常生活のなかで、障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のあるかたであれば、誰でもなることができます。「あいサポートバッジ」は、あいサポーターのシンボルバッジです。



「あいサポートバッジ」

三芳町障がい者福祉計画
第 4 期三芳町障がい福祉計画
(平成 27 年度～平成 29 年度)
概要版

発行：埼玉県入間郡三芳町
〒354-8555
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
電話 049(258)0019 (代表)